

報告第 8 号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和 31 年秋田県教育委員会規則第 10 号）第 4 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

平成 25 年 9 月 12 日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、委員会の議決を経るいとまがなく専決処分したので、これについて委員会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

平成25年9月6日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

平成25年9月5日付け財-171により次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 平成25年度秋田県一般会計補正予算（第5号）（教育委員会に関する事項）
- 2 工事請負契約の締結について（秋田中央高等学校管理教室棟建築工事）
- 3 工事請負契約の締結について（秋田工業高等学校体育館棟建築工事）

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		302,353	国債計 21,372 252,700 274,072	28,281	
	4		高等学校費		302,353	国債計 21,372 252,700 274,072	28,281	
		5	学校建設費		302,353	国債計 21,372 252,700 274,072	28,281	
			大館地区統合高校（仮称）整備事業費	01 大館地区統合高校（仮称）整備事業	271,680	国債計 16,316 229,700 246,016	25,664	校舎建築工事等に要する経費 (継続費25年度～28年度)
			大曲農業高等学校整備事業費	01 大曲農業高等学校整備事業	30,673	国債計 5,056 23,000 28,056	2,617	校舎建築工事等に要する経費 (継続費25年度～29年度)
11			災害復旧費		123,621	国債計 20,721 102,900 123,621		
	4		文教施設災害復旧費		123,621	国債計 20,721 102,900 123,621		
		1	県立学校施設等災害復旧費		123,621	国債計 20,721 102,900 123,621		
			県立学校施設等災害復旧事業費	01 県立学校施設等災害復旧事業	123,621	国債計 20,721 102,900 123,621		1. 県立学校施設等災害復旧事業 31,721 2. 社会教育機関施設等災害復旧事業 91,900
合計					425,974	国債計 42,093 355,600 397,693	28,281	

平成25年度補正予算内容説明書

一般会計

幼保推進課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
3			民生費		1,096	入	1,096	
		2	児童福祉費		1,096	入	1,096	
		2	児童措置費		1,096	入	1,096	
			震災被害者 保育料減免 支援事業費	01 震災被害者保育料減免支援事業	1,096	入	1,096	被災した乳幼児の県内保育所への入所を支援する経費
10			教育費		11,676	入 諸 計	10,152 1,524 11,676	
		1	教育総務費		11,676	入 諸 計	10,152 1,524 11,676	
		4	教育指導費		1,524	諸	1,524	
			幼保指導費	01 幼保指導推進費	1,524	諸	1,524	国庫補助金の返還に要する経費
		5	教育助成費		10,152	入	10,152	
			私学振興費	01 私立幼稚園整備費補助金	10,152	入	10,152	私立幼稚園の遊具等整備への助成に要する経費
合計					12,772	入 諸 計	11,248 1,524 12,772	

平成25年度補正予算内容説明書

一般会計

高校教育課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		2,864	国	2,864	
	4		高等学校費		2,864	国	2,864	
		2	高等学校管理費		2,864	国	2,864	
			学校運営費	01 あきた発！英語コミュニケーション能力育成事業	2,864	国	2,864	高校生等の海外留学への助成に要する経費
合計					2,864	国	2,864	

平成25年度補正予算内容説明書

一般会計

生涯学習課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		2,236	国	2,236	
	6		社会教育費		2,236	国	2,236	
		8	生涯学習振 興費		2,236	国	2,236	
			生涯学習振 興事業費	01 生涯学習推進事業費	2,236	国	2,236	県内企業や地域の「行動人」と連携して行う地域活性化事業に要する経費
合計					2,236	国	2,236	

平成25年度補正予算内容説明書

一般会計

保健体育課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		708	国	708	
	7		保健体育費		708	国	708	
		1	保健体育総務費		708	国	708	
			学校保健及び学校安全管理事業費	01 学校における防災教育推進事業	708	国	708	通学路の安全対策の推進に要する経費
合計					708	国	708	

継 続 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	大館地区統合高校(仮称) 整備事業(建築工事分)	4,681,083	平成25年度	271,680
				平成26年度	1,288,589
				平成27年度	2,823,105
				平成28年度	297,709
		大曲農業高等学校 整備事業(建築工事分)	4,586,906	平成25年度	30,673
				平成26年度	1,103,877
				平成27年度	1,862,033
				平成28年度	922,629
				平成29年度	667,694

地 方 債 補 正

追 加 分

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
現年発生県立学校施設等災害復旧事業費	11,000	証書借入又は 証券発行	5.0%以内	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。
現年発生社会教育施設等災害復旧事業費	91,900	同 上	同上	

議案第七十五号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

一 工 事 名 秋田中央高等学校管理教室棟建築工事

二 工 事 箇 所 秋田市土崎港南三丁目地内

三 工 事 概 要 別紙工事概要のとおり

四 執 行 方 法 条件付き一般競争入札

五 契 約 金 額 一金老拾老億九千老百七拾五万円

六 契 約 の 相 手 方 秋田市外旭川八柳一丁目十三番三十一号

中央土建・林・小南・佐々木特定建設工事共同企業体

代表者 中央土建株式会社

代表取締役 伊 藤 久 一

七 工 期 契約締結の日から平成二十六年十一月十日まで

平成二十五年九月十二日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

秋田中央高等学校管理教室棟建築工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年秋田県条例第三十二号）第二条の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

別 紙

工

事

概

要

管 理 教 室 棟	区 分
地 上 三 階 建	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 造
延 べ 面 積 八、〇九七平方メートル	建 築 面 積 三、〇三七平方メートル 工 事 内 容

議案第七十六号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

- 一 工 事 名 秋田工業高等学校校体育館棟建築工事
- 二 工 事 箇 所 秋田市保戸野金砂町地内
- 三 工 事 概 要 別紙工事概要のとおり
- 四 執 行 方 法 条件付き一般競争入札
- 五 契 約 金 額 一金八億九千参百五拾五万円
- 六 契 約 の 相 手 方 秋田市南通築地八番十号
長谷駒・伊藤工業・加藤・中山特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社長谷駒組

代表取締役 長谷川 尚 造

七 工 期 契約締結の日から平成二十六年十一月十四日まで

平成二十五年九月十二日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

秋田工業高等学校校体育館棟建築工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年秋田県条例第三十二号）第二条の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

別 紙

工 事 概 要

<p>体 育 館 棟</p>	<p>区 分</p>
<p>地 上 四 階 建</p>	<p>鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造</p> <p>構 造</p>
<p>延 べ 面 積</p> <p>三、三〇六平方メートル</p>	<p>建 築 面 積</p> <p>二、五七二平方メートル</p> <p>工 事 内 容</p>